

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(令和2年4月1日施行)により
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない
違反には **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず
刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は
引取ってもらえません!



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



約50t-CO₂

CO₂換算で

=

レジ袋
約150万枚分

レジ袋の製造から廃棄までの間に
排出されるCO₂量(33g/枚)から算出



乗用車
日本40周分

の温室効果

機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。

※簡易点検: **すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。

定期点検: 一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

改正 **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**

- フロン類の**充填・回収**は、**都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者**のみ行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に**報告**してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を **廃棄** するとき

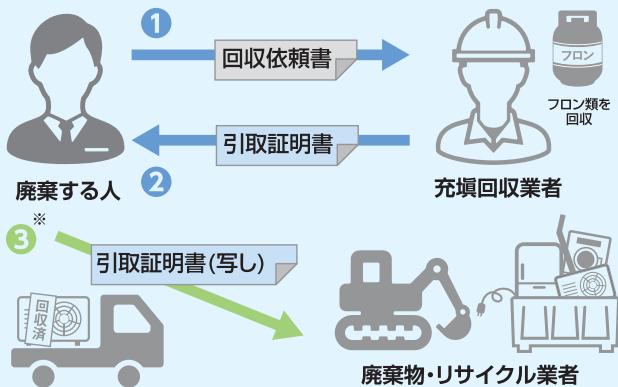
- フロン類の回収を**第一種フロン類充填回収業者**に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

改正 **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)

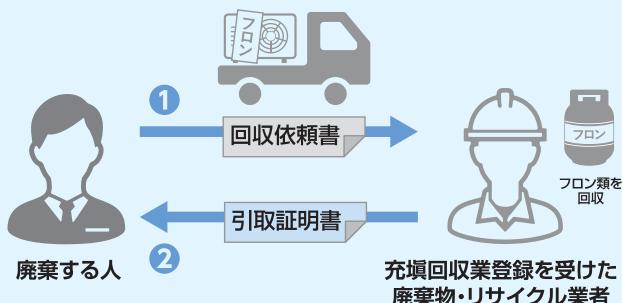
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)

改正 **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を 別の 事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を 同じ 事業者に依頼する場合



問い合わせ先

(フロン排出抑制法関連)

●岡山県環境文化部環境企画課 ☎ 086-226-7299 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

●岡山県備前県民局地域政策部環境課 ☎ 086-233-9806 〒700-8604 岡山市北区弓之町下6-1
<管轄区域: 岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町>

●岡山県備中県民局地域政策部環境課 ☎ 086-434-7066 〒710-8530 倉敷市羽島 1083
<管轄区域: 倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町>

●岡山県美作県民局地域政策部環境課 ☎ 0868-23-1227 〒708-8506 津山市山下 53
<管轄区域: 津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町>

●経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 ☎ 03-3501-1511(内線3711)

●環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 ☎ 03-3581-3351(内線6753)

●フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>

フロン排出抑制法が改正されました。

1 改正目的

第一種特定製品（以下「機器」という。）の廃棄時における規制強化

2 改正内容（機器の廃棄に関する内容を抜粋）

対象者	対象となる行為	改正前	改正後
管理者	機器廃棄時にフロン類を回収しない違反行為（罰金 50 万円）	指導等を経て命令に従わない場合、罰則の対象（間接罰のみ）	対象行為を拡大し、違反行為だけで罰則の対象 <u>（直接罰を追加）</u> 法第 104 条第 2 号
	機器の廃棄時の措置	（規定なし）	廃棄等を委託する廃棄物・リサイクル業者に対し「 <u>フロン類回収済み証明書</u> ※の写し」の交付を義務付け（罰金 30 万円） 法第 45 条の 2 第 1 項
廃棄物・リサイクル業者			廃棄物・リサイクル業者は、「 <u>証明書の写し</u> 」が確認できなければ機器の引取ができない（罰金 50 万円）法第 45 条の 2 第 4 項
解体工事業者	解体時に、解体業者が機器の有無について記した「書面」を作成し、管理者に交付	「書面」の保存義務なし	管理者、解体業者ともに、「 <u>書面</u> 」の一定期間の保存を義務付け 法第 42 条第 1 項、第 3 項
充填回収業者	第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の回収を行った際の書面交付	管理者に「引取証明書の写し」、引渡し受託者に「引取証明書」を交付	管理者に原本を集中させるため、管理者に「引取証明書」、引渡し受託者に「引取証明書の写し」を交付 法第 45 条第 2 項
その他	解体現場等への立入検査、報告徴収	任意の立入（機器の設置が確認された場合、フロン法における立入検査）	フロン法の立入検査及び報告徴収の対象に解体現場等が追加 法第 91 条、第 92 条第 1 項

※ 第一種フロン類充填回収業者がフロン類を回収したときに、管理者に対し発行される
「引取証明書」等



令和2年4月1日から施行されます。
法の対象となる事業者の方々は、内容を十分確認し、法の遵守をお願いします。

岡山県マスコット「ももっち」